

市民センター使用料の改定等について



1 使用料の改定

令和8年10月から市民センターの使用料が変わります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用する人には使用料を徴収しています。行政サービスを提供するために必要な経費は、物価変動の影響、施設や設備の修繕・更新などにより変化するため、これらを十分に把握・考慮したうえで料金の改定を行います。

改定後は、施設を1時間単位で利用できるようになります。

今後も効率的な施設の管理運営に取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※令和8年10月1日以降に許可した施設使用にかかる使用料から新料金となります。

(例) 10月2日に使用する施設を9月30日に使用申請した場合 ⇒ 旧料金
10月2日に使用する施設を10月1日に使用申請した場合 ⇒ 新料金

2 オンライン予約サービスの開始

令和8年10月から市民センターの施設予約がインターネットでできるようになります。

予約を行うには、使用する施設ごとに「利用者登録」が必要となります。(初回のみ)

オンライン予約では、使用料支払いの際にオンライン決済(コンビニ・PayPay・クレジットカード)が可能となります。

詳細については、令和8年8月頃に市のホームページに掲載する予定です。

※これまでどおり、窓口での申請・現金払いも可能です。

3 キャッシュレス決済

令和8年7月から市民センター窓口での使用料の支払いなどに、キャッシュレス決済(PayPay)が利用できるようになります。

PayPayアプリをインストールして窓口に設置している二次元コードを読み取ることで、あらかじめ銀行口座やコンビニからチャージした残高や登録したクレジットカードを使って支払いができます。

※これまでどおり、窓口での現金支払いも可能です。

廿日市市佐方市民センター使用料

令和8年9月30日までの申請								令和8年10月1日からの申請
区分		基本使用料						使用料の額
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日	
		9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	
大研修室	ホール	710円	820円	920円	1,640円	1,740円	2,560円	300円
	ステージ	530円	600円	680円	1,210円	1,290円	1,890円	
多目的室		550円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円	230円
第1研修室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円	130円
第2研修室		320円	370円	420円	750円	790円	1,170円	130円
第3研修室		370円	420円	470円	850円	900円	1,330円	150円
工作室		170円	200円	230円	400円	430円	630円	70円
児童室		250円	290円	320円	580円	620円	910円	100円
和室	和室1	210円	240円	270円	490円	520円	770円	90円
	和室2	260円	290円	330円	590円	630円	930円	100円
	水屋	80円	90円	100円	180円	200円	290円	30円
調理室	実習室	590円	670円	760円	1,350円	1,430円	2,110円	250円
	準備室	200円	230円	260円	470円	500円	730円	80円

※ 1時間単位の料金となります。

※ 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として取り扱います。

※ 使用料に10円に満たない端数が生じたときは切り捨てとします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

廿日市市佐方市民センター (0829-32-5049)

廿日市市地域振興部地域振興課 (0829-30-9138)